税務訴訟資料 第272号 (順号13679)

大阪地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号、同第●●号 滞納処分無効確認請求事件(以下、順に「第1事件」、「第2事件」という。)

国側当事者 • 国

令和4年3月2日棄却・確定

判決

第1事件原告 甲

(以下「原告甲」という。)

第2事件原告 乙

(以下「原告乙」という。)

上記両名訴訟代理人弁護士 吉水 三治

両事件被告 国

同代表者法務大臣 古川 禎久

同指定代理人 別紙1指定代理人目録のとおり

主

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

別紙2請求目録(甲)記載のとおり。

2 第2事件

別紙3請求目録(乙)記載のとおり。

第2 事案の概要

原告甲は、被告に対し、別紙 2 請求目録(甲)記載のとおりの租税債務(以下「本件租税債務(甲)」という。)を負担していることとされ、原告乙は、被告に対し、別紙 3 請求目録(乙)記載 2 から 1 7 までのとおりの租税債務(以下「本件租税債務(乙)」といい、本件租税債務(甲)と併せて「本件各租税債務」という。)を負担していることとされている。

原告らは、その父が原告らに無断で真実に反する所得税確定申告及び修正申告をしたために 本件各租税債務を負担するに至ったとして、本件各租税債務が不存在であると主張し、その 旨の確認を求めている。

原告乙は、被告に対し、不当利得返還請求権(国税通則法56条1項に基づく過誤納金還付請求権の趣旨と解される。)に基づき、令和2年5月21日付けの滞納処分としての預金債権の差押えにより本件租税債務(乙)に充当(以下、充当まで含めて「本件差押え」という。)された698円及びこれに対する同充当の日(同年6月10日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払(別紙3請求目録(乙)記載1)を求めている。

- 1 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠(特記しない限り枝番を含む。) 及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実
- (1) 当事者等(弁論の全趣旨)

原告甲(昭和●年生)及び原告乙(昭和●年生)は、いずれも青色申告の承認を受けていない者である。

原告らの父は、訴外丙(以下「丙」という。)であり、丙は、平成30年8月●日に死亡 した。

原告らの親族関係は、別紙4「家族関係」のとおりである(以下、原告らの親族は名で略称することがある。)。

丙の住所は別紙5「住所履歴」(丙)のとおり、原告甲の住所は同別紙(甲)のとおり、原告乙の住所は同別紙(乙)のとおりである。

- (2) 原告甲に係る納税申告(以下、各括弧内のとおり略称し、まとめて「本件各申告(甲)」という。)
 - ア 原告甲に係る以下の納税申告が、所轄税務署長(堺税務署長)(以下、行政庁ではなく 租税官署で摘示することがある。)に対して行われたこととされている(争いがない)。
 - ① 平成5年分の所得税の修正申告(納期限が平成7年2月6日であったもの)(本件平成5年分修正申告①(甲))
 - ② 平成5年分の所得税の修正申告(納期限が平成8年3月18日であったもの)(本件 平成5年分修正申告②(甲))
 - ③ 平成6年分の所得税の修正申告(本件平成6年分修正申告(甲))
 - ④ 平成12年分の所得税の確定申告(本件平成12年分確定申告(甲))
 - ⑤ 平成17年分の所得税の確定申告(本件平成17年分確定申告(甲))
 - ⑥ 平成19年分の所得税の確定申告(本件平成19年分確定申告(甲))
 - イ 原告甲は、租税関係に関する交渉権を丙に一任する旨の大阪国税局長宛ての委任状(以下「本件委任状(甲)」という。)を作成した(成立に争いのない乙A20)。

丙は、大阪国税局租税職員との間で、原告甲の本件各申告(甲)に係る交渉を行っていた($\angle A$ 25、26。ただし、個々の交渉等が原告甲の意思に基づくものであるか否かは争いがある。)。

- (3) 原告乙に係る納税申告(以下、各括弧内のとおり略称し、まとめて「本件各申告(乙)」といい、本件各申告(甲)と併せて「本件各申告」という。)
 - ア 原告乙に係る以下の納税申告が、堺税務署に対して行われたこととされている(争いがない)。
 - ① 平成3年分の所得税の修正申告(本件平成3年分修正申告(乙))
 - ② 平成4年分の所得税の修正申告(本件平成4年分修正申告(乙))
 - ③ 平成5年分の所得税の修正申告(本件平成5年分修正申告(乙))
 - ④ 平成6年分の所得税の修正申告(本件平成6年分修正申告(乙))
 - ⑤ 平成7年分の所得税の確定申告(本件平成7年分確定申告(乙))
 - ⑥ 平成9年分の所得税の修正申告(本件平成9年分修正申告(乙))
 - ⑦ 平成11年分の所得税の確定申告(本件平成11年分確定申告(乙))
 - ⑧ 平成11年分の所得税の修正申告(本件平成11年分修正申告(乙))

- ⑨ 平成12年分の所得税の修正申告(納期限が平成13年6月6日であったもの)(本 件平成12年分修正申告①(乙))
- ⑩ 平成12年分の所得税の修正申告(納期限が平成13年7月16日であったもの) (本件平成12年分修正申告②(乙))
- ① 平成13年分の所得税の修正申告(本件平成13年分修正申告(乙))
- ② 平成15年分の所得税の確定申告(本件平成15年分確定申告(乙))
- ③ 平成16年分の所得税の確定申告(本件平成16年分確定申告(乙))
- ④ 平成17年分の所得税の確定申告(本件平成17年分確定申告(乙))
- ⑤ 平成18年分の所得税の確定申告(本件平成18年分確定申告(乙))
- ⑩ 平成19年分の所得税の確定申告(本件平成19年分確定申告(乙))
- イ 原告乙名義で、租税関係に関する交渉権を丙に一任する旨の大阪国税局長宛ての委任状 (以下「本件委任状(乙)」という。)が作成されている(住所及び署名部分の真正に争い のない乙B9)。

丙は、大阪国税局租税職員との間で、原告乙の本件各申告(乙)に係る交渉を行っていた(乙B8、A26。ただし、個々の交渉等が原告乙の意思に基づくものであるか否かは争いがある。)。

(4) 本件租税債務(甲)

原告甲は、本件各申告(甲)を行ったことにより、令和2年1月27日当時、別紙6「滞納税金目録」記載第1の租税債務を負担していることとされていた(争いがない)。

原告甲は、被告に対し、同別紙第1の5記載の平成17年分所得税(本税)につき、令和2年1月28日に5000円、同年2月25日に5000円、同年3月25日に1000円を納付した(納付後の本税・5万5057円、乙A1)。

なお、本件各申告(甲)が適法にされたとした場合、その延滞税の計算過程は別紙7「延 滞税計算書」記載のとおりとなる。

(5) 本件租税債務(乙)

原告乙は、本件各申告(乙)を行ったことにより、令和2年5月21日の後記差押えより 前の時点当時、別紙6「滞納税金目録」記載第2の租税債務を負担していることとされてい た(争いがない)。

(6) 本件差押え(甲B1~3、乙B1、2)

原告乙は、令和2年5月21日、上記租税債務を滞納国税として原告乙名義の預金債権6 98円の滞納処分としての差押えを受け、本件平成5年分修正申告(乙)に係る租税債務に 充当された(本件差押え。本件差押え後の同租税債務は96万6896円)。

なお、本件各申告(乙)が適法にされたとした場合、その延滞税の計算過程は別紙7「延 滞税計算書」記載のとおりとなる。

2 争点及び争点に対する当事者の主張の要旨

本件の争点は、別紙2請求目録(甲)及び別紙3請求目録(乙)各記載の各租税債務(本件 各租税債務)の在否(第1事件及び第2事件)及び被告において本件差押えにより充当され た698円を保持する法律上の原因があるといえるか否か(第2事件)である。

原告らは、本件各租税債務の確定原因となった本件各申告(甲)及び本件各申告(乙)が丙によって原告らに無断で行われた無効なものであったと主張するのに対し、被告は、これら

が原告らの意思に基づく有効なものであったと主張するので、その有効性が争点となっている。

(1)被告の主張の要旨

本件各租税債務は、いずれも原告ら名義でされた本件各申告によって確定し、又はこれを 契機としてされた更正処分又は賦課決定処分によって発生した租税債務である。本件各申告 は、原告ら自らが行ったものかは判然としないものの、仮に丙など原告ら以外の第三者が行 っていたとしても、いずれも原告らの事前又は事後の承諾の下に行われたものであるから、 原告らの意思に基づく有効なものである。その理由は、下記アからエまでのとおりである。

原告らは、納税申告は私人の公法行為であるから、無効な行為等の追認に関する民法の規定は適用されないと主張するが、性質に反しない限り私人の公法行為に民法の適用を否定すべき理由はない(最高裁昭和34年7月14日第三小法廷判決・民集13巻7号960頁、最高裁平成16年7月13日第三小法廷判決・民集58巻5号1368頁各参照)。

- ア 原告らは、堺税務署及び大阪国税局から、滞納処分関係通知や国税の納付を促す書面 (以下「本件督促状等」と総称することがある。)などを多数受け取っていながら、本訴 提起に至るまで、本件各申告が無効であるなどとして不服申立てや訴訟提起をすることは なかった。
- イ 原告甲は、平成9年1月16日、堺税務署租税職員から、徴収事務が大阪国税局に引き継がれる旨の説明を受けこれを了承し、原告乙は、同月17日頃、原告乙の妻を経由して、 徴収事務が大阪国税局に引き継がれる旨を聞いたが、これに対し、自身には滞納がないなどと抗議することはなかった。
- ウ 原告らは、丙に対し税金に関する交渉を一切委任する旨の委任状を作成し、自らの滞納 処分について税務当局と交渉する権限を丙に委ね、滞納処分の交渉について何らかの状況 報告や指示等を受けていた。
- エ 原告らは、本件各租税債務に係る滞納処分を原因とし、原告甲については任意売却、原告とについては公売手続により、自己が所有(乙については居住)している不動産の所有権を失い、原告らの親族(原告甲の妹丁、原告乙の妻戊)がこれらを買い受けているのであるから、本件各租税債務の存在を前提にこれらを是認していた。

(2) 原告らの主張の要旨

本件各申告がされたことは、これを裏付ける申告書等が証拠として提出されておらず、否認する。

仮に本件各申告が原告らの名義でされていたとしても、下記アからオまでのとおり、それ は丙が原告らに無断で行ったものであるから、無効である。

被告は、本件各申告は、いずれも原告らの事前又は事後の承諾の下に行われたものであるから、原告らの意思に基づく有効なものである旨主張するが、納税申告は私人の公法行為であって、無効な行為等の追認に関する民法の規定は適用されないから、被告の主張は失当である。

ア 丙は、自身が経営する会社の資金繰りに窮するなどしたことから、原告らの名義で、又は原告らを連帯保証人にして、信用保証委託をするなどして融資を受けていたところ、丙は、それらに当たり、原告らに無断で、原告らの真実の所得を反映しない収入額等を記載した確定申告書や修正申告書を提出していた。

- イ 原告甲は平成5年1月1日以降、原告乙は平成3年11月から平成8年9月までと平成 16年3月以降、それぞれ給与所得者であり、所得税法121条1項により確定申告書の 提出を要しない。
- ウ 丙は、堺税務署や大阪国税局からの原告ら宛ての滞納関係書類を郵便局で勝手に受け取ったり、原告らの居宅の郵便受けの合鍵を作って勝手に持ち出したりしていた。また、原告らの家族が、丙の要求に応じて滞納関係書類を丙に渡すこともあった。そのため、原告らは、原告らに送付された滞納関係書類の内容を把握していなかった。

丙が原告らに無断で原告ら名義の納税申告をした事実は、平成23年にAが原告らなどを相手方として訴訟を提起した際、同訴訟に補助参加したB銀行が融資の際に徴求した文書として原告ら名義の確定申告書を提出したことで初めて判明したものである。

- エ 原告甲は、丙に対し税金に関する交渉を一切委任する旨の委任状(本件委任状(甲)。 乙A20)を作成しているが、それは、丙に自分の方でちゃんと始末をつけておくので、 これに署名押印するように言われたため、署名押印しただけである。また、原告乙の税金 に関する交渉権を丙に一切委任する旨の委任状(本件委任状(乙)。乙B9)には、原告 乙による署名と押印がされているが、原告乙は、丙から原告乙名義で行った借財の処理に 必要だと言われ、何も書いていない紙に住所氏名だけを書かされただけである。
- オ 平成19年12月18日付け納付誓約書(乙A21。以下「本件納付誓約書」という。) は、原告甲が作成したものではなく、丙が原告甲に無断で作成したものである。

平成30年6月6日付け債務承認書(乙A22。以下「本件債務承認書」という。)は、原告甲が作成したものであるが、これは大阪国税局租税職員から、「形だけでよいので署名押印してほしい、応じてもらえないのなら給料を差し押さえざるを得ない」「承認書を書けばすぐには差し押さえないので書くように」などと言われたことからやむなく作成したにすぎない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

(1) 本件各申告に係る申告書等について

後記引用証拠によれば、別紙8「申告書等一覧」の(甲)及び(乙)欄に各記載の申告書等(それぞれ「本件各申告書等(甲)」、「本件各申告書等(乙)」ということがある。同別紙中の略称は本文でも用いる。)が作成されていることが認められる(同別紙引用証拠)。

確かに、上記証拠は、一件別徴収カードや滞納処分票等がほとんどであり、法定納期限や本税ないし加算税等の現在額等が記録されているものの、その元となるべき原告甲ないし原告乙が作成したとされる申告書はない。しかし、所得税の納税申告書等の保存期間は、当該申告書に係る法定申告期限の属する年度の翌年度の4月1日から7年間であるから(乙A104、105)、申告書等の大半が廃棄されたことには合理的な理由があり、そのことが上記記録の信用性を減殺する理由とはならない。むしろ、上記記録は、租税債権の管理のために被告(大阪国税局ないし所轄税務署である堺税務署に所属する租税職員)が職務上、申告書等の記載を転記又は入力した上で管理しているもので、誤りが混入するおそれは小さい。その後の督促や差押えなど徴収のために作成された文書との整合性もある。一件別徴収カードや滞納処分票等の信用性は高いというべきである。

したがって、原告甲ないし原告乙が作成したとされる申告書等が証拠として提出されてい

なくとも、一件別徴収カードや滞納処分票等の記録に沿った申告書等(本件各申告書等(甲)及び本件各申告書等(乙))が作成されたものと認めることができる。なお、原告らの住所地については、堺税務署ないし大阪国税局から原告らに督促状等の本件各租税債務に係る文書に記載されているものに限り、かつ、作成当時の記録がそのまま残されていると推認されるもの(例えば、乙A2(本件平成5年分修正申告①(甲)に係る一件別徴収カード)は、電算化されているために住所変更が反映され、令和2年6月17日時点の住所(原告甲の肩書地と同じ)が記録されていることが認められる。)のみを認定し摘示した。

他方、被告は、本件各租税債務に係る課税及び徴収の経過並びに丙ないし原告らとの交渉等について報告書等(乙A19、25、26、B8)を援用する。これらの報告書は、いずれも租税職員が職務として作成したものであり、一定の信用性を有するものとはいえる。しかし、その報告書は、作成者たる租税職員が自らの体験ではなく記録を調査した結果をまとめたものであり、また、必ずしも客観的な裏付け(原資料)を伴うものではない。その信用性は慎重に検討すべきであるため、特に重要な事実に係る場合に限り必要な範囲で判断することとする。

(2) 本件各申告(甲) について

上記のとおり、本件各申告書等(甲)が作成されたと認められることに加え、後掲各証拠 及び弁論の全趣旨を総合すると、本件各申告(甲)について以下の事実が認められる。

- ア 本件平成5年分修正申告①(甲)、本件平成5年分修正申告②(甲)及び本件平成6年 分修正申告(甲)
- (ア) 平成7年2月6日、本件平成5年分修正申告①(甲)に係る申告書(増差税額・154万9800円)が堺税務署に提出された(乙A2)。

同年10月17日、堺税務署は、原告甲に対し、本件平成5年分修正申告①(甲)に 係る督促状を送付した(乙A8の1)。

(イ) 平成8年3月18日、丙は、堺税務署に対し、本件平成5年分修正申告②(甲)及び本件平成6年分修正申告(甲)に係る各申告書(増差税額・前者につき55万5300円、後者につき53万8200円)を提出した(乙A3、4、26)。

同年4月18日、堺税務署は、原告甲に対し、上記各修正申告に係る各督促状を送付 した(乙A8の2及び3)。

- (ウ) 平成8年3月26日、堺税務署が、原告甲に対して本件平成5年分修正申告②(甲) 及び本件平成6年分修正申告(甲)に係る過少申告加算税の各賦課決定(前者につき5 万5000円、後者につき5万3000円)を行い、その通知書を送付した(乙A5)。 同年5月17日、堺税務署は、原告甲に対し、上記各過少申告加算税に係る督促状を 送付した(乙A30の8及び9)。
- (エ) 平成9年2月20日、大阪国税局は、本件平成5年分修正申告①(甲)、本件平成5年分修正申告②(甲)及び本件平成6年分修正申告(甲)等に係る租税債権を滞納国税等として、原告甲の預金債権(3万9725円)を差し押さえ、その頃、その旨の差押調書を原告甲に送付した(乙A9)。

同月28日、大阪国税局は、上記差押えに係る換価代金等の交付日を同年3月7日午前10時と定め、差額債権を全額滞納国税に配当する旨の配当計算書を作成し、その頃、これを原告甲に送付した(乙A10)。

イ 本件委任状(甲)の作成及び提出

平成9年2月6日、丙は、原告甲作成の本件委任状(甲)を大阪国税局に提出した(乙A20、乙A25)。

- ウ 公売通知等及び異議申立て
- (ア) 平成11年9月28日、大阪国税局は、原告甲に対し、本件平成5年分修正申告①(甲)、本件平成5年分修正申告②(甲)及び本件平成6年分修正申告(甲)等に係る租税債権を滞納国税等として、堺市Cの土地及び同土地上の建物各持分10分の3(甲A9の1及び2、本件不動産(甲))につき、公売予告通知書を送付し(乙A11)、同年12月20日、その旨の公売通知書を送付し(乙A12の1)、同月22日、これが原告甲に配達された(乙A12の2)。
- (イ) 平成12年1月5日、原告甲名義の上記公売通知に対する異議申立書が大阪国税局に提出された(乙A23)。同月31日、原告甲名義の異議申立取下書が大阪国税局に提出された(乙A29)。
- 工 本件平成12年分確定申告(甲)
- (ア) 平成13年7月16日、本件平成12年分確定申告(甲)に係る申告書(増差税額・12万3200円)が堺税務署に提出された(乙A6)。

同年8月24日、堺税務署は、原告甲に対し、本件平成12年分確定申告(甲)に係る督促状を送付した(乙A8の4)。

同年9月28日、堺税務署は、原告甲に対し、本件平成12年分確定申告(甲)に係る無申告加算税(6000円)の督促状を送付した(乙A30の10)。

(イ) 平成13年11月16日、大阪国税局は、原告甲に対し、本件平成12年分確定申告 (甲)に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(甲)につき交付要求通知書を 送付した(乙A14)。

平成15年3月14日、大阪国税局は、原告甲に対し、本件平成5年分修正申告②(甲)、本件平成6年分修正申告(甲)及び本件平成12年分確定申告(甲)に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(甲)に係る不動産競売事件につき交付要求通知書を送付した(甲A9の1及び2、乙A15)。

- (ウ) 平成15年6月25日、本件不動産(甲)は、共有者全員(原告甲10分の3、D (原告甲の妻)10分の2、E (原告らの弟)10分の5)から丁(原告甲の妹、原告 この姉)に任意売却され、売却代金が納税資金に充てられた(甲A9の1及び2、乙A26)。
- オ 平成15年分及び平成16年分の各所得税確定申告(甲)
- (ア) 平成16年9月29日、堺税務署は、原告甲に対し、平成15年分所得税の確定申告 (甲)(増差税額・1万1600円)に係る督促状を送付した(乙A30の11)。
- (イ) 平成16年10月29日付けで、大阪国税局は、原告甲に対し、徴収(申告所得税・ 1万1600円)の徴収事務を大阪国税局が引き受ける旨記載した文書(以下「徴収引 受通知書」という。)を送付した(乙A61の1)。
- (ウ) 平成17年4月1日、大阪国税局は、原告甲に対し、本件平成5年分修正申告①(甲)、本件平成5年分修正申告②(甲)、本件平成6年分修正申告(甲)、本件平成12年分確定申告(甲)及び平成15年分所得税の確定申告(甲)に係る租税債権を滞納

国税等とする財産差押予告通知書を送付し、同月2日にこれが原告甲に配達された(乙A16の1及び2)。

- (エ) 平成17年5月16日、堺税務署は、原告甲に対し、平成16年分所得税の確定申告 (甲)(増差税額・1万0100円)に係る督促状を送付した(乙A30の12)。
- (オ) 平成19年12月17日、丙は、大阪国税局に対し、平成15年分及び平成16年分の各所得税確定申告に係る各滞納国税を納付した(乙A26)。

カ 本件平成17年分確定申告(甲)

(ア) 平成18年3月15日までに、本件平成17年分確定申告(甲)に係る申告書(増差税額・7万0100円)が堺税務署に提出された(乙A1)。

同年5月12日、堺税務署は、原告甲に対し、本件平成17年分確定申告(甲)に係る督促状を送付した(乙A8の5)。

(イ) 平成18年5月26日、大阪国税局は、原告甲に対し、徴収(申告所得税・7万01 00円)の徴収引受通知書を送付した(乙A61の2)。

キ 平成18年分所得税の確定申告(甲)

- (ア) 平成19年5月10日、堺税務署は、原告甲に対し、平成18年分所得税の確定申告 (甲)(増差税額・5400円)に係る督促状を送付した(乙A30の13)。
- (イ) 平成19年6月22日付けで、大阪国税局は、原告甲に対し、徴収(申告所得税・5400円)の徴収引受通知書を送付した(乙A61の3)。
- (ウ) 平成19年12月17日、丙は、大阪国税局に対し、平成18年分所得税の確定申告 (甲) に係る滞納国税を納付した(乙A26)。
- (エ) 平成19年12月18日、本件平成5年分修正申告①(甲)、本件平成5年分修正申告②(甲)、本件平成6年分修正申告(甲)、本件平成12年分確定申告(甲)及び本件平成17年分確定申告(甲)に係る滞納国税の納付を誓約する旨の原告甲名義の納付誓約書(本件納付誓約書)が大阪国税局に提出された(乙A21)。

ク 本件平成19年分確定申告(甲)

(ア) 平成20年3月17日までに、本件平成19年分確定申告(甲)に係る申告書(増差税額・4000円)が堺税務署に提出された(乙A7)。

同年5月7日、堺税務署は、原告甲に対し、本件平成19年分確定申告(甲)に係る 督促状を送付した(乙A8の6)。

(イ) 平成20年7月23日付けで、大阪国税局は、原告甲に対し、徴収(申告所得税・4000円)の徴収引受通知書を送付した(乙A61の4)。

ケ 本件債務承認書

平成30年6月6日、原告甲は、大阪国税局に対し、本件各申告(甲)に係る租税債務を認める旨の債務承認書(本件債務承認書)を作成し、提出した(成立に争いのない乙A22)。

コ 本件租税債務(甲)

令和2年1月27日、大阪国税局は、原告甲に対し、同日時点での本件租税債務(甲)が列挙された同日付け滞納税金目録(訴状別紙)を提示し、その納付を求めた(弁論の全趣旨)。

同月28日、同年2月25日及び同年3月25日、原告甲は、大阪国税局に対し、本件

平成17年分確定申告(甲)に係る租税債務として、順に5000円、5000円及び1000円を納付した(納付後の本税・5万5057円、乙A1)。

(3) 本件各申告(乙) について

上記のとおり、本件各申告書等(乙)が作成されたと認められることに加え、後掲各証拠 及び弁論の全趣旨を総合すると、本件各申告(乙)について以下の事実が認められる。

- ア 本件平成3年分修正申告(乙)及び本件平成4年分修正申告(乙)
- (ア) 平成5年12月7日、本件平成3年分修正申告(乙)に係る申告書(増差税額・14 8万2900円)が堺税務署に提出された(乙B11別添1)。

平成6年1月31日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成3年分修正申告(乙)に 係る督促状を送付した(乙A31の3)。

同年3月7日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成3年分修正申告(乙)に係る無申告加算税(22万2000円)に係る督促状を送付した(乙A31の4)。

(イ) 平成5年12月7日、本件平成4年分修正申告(乙)に係る申告書(増差税額・12 2万5200円)が堺税務署に提出された(乙B11別添2)。

平成6年1月31日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成4年分修正申告(乙)に係る督促状を送付した(\mathbb{Z} A31の5)。

同年3月7日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成4年分修正申告(乙)に係る過少申告加算税(14万7500円)に係る督促状を送付した(乙A31の6)。

- イ 本件平成5年分修正申告(乙)及び本件平成6年分修正申告(乙)
- (ア) 平成8年3月18日、丙は、堺税務署に対し、本件平成5年分修正申告(乙)及び本件平成6年分修正申告(乙)に係る各申告書(増差税額・前者につき96万9800円、後者につき2万3700円)を提出した(乙B2、13、A26)。

同年4月1日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成5年分修正申告(乙)に係る過少申告加算税賦課決定(9万6000円)を行い、その通知書を送付した(乙B3)。

- (イ) 平成8年5月9日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成5年分修正申告(乙)及び本件平成6年分修正申告(乙)に係る各督促状を送付した(乙A31の8、乙B4)。同月30日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成5年分修正申告(乙)に係る過少申告加算税(9万6000円)に係る督促状を送付した(乙A31の7)。
- ウ 本件平成7年分確定申告(乙)
- (ア) 平成9年1月16日、原告甲は、堺税務署に対し、本件平成7年分確定申告(乙)に 係る申告をした(乙A26)。
- (イ) 平成10年1月26日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成7年分確定申告(乙) に係る更正処分(増差税額・9100円)を行い、その通知書を送付した(乙B14)。 同年3月30日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成7年分確定申告(乙)に係る 更正処分に係る督促状を送付した(乙A31の9)。
- エ 公売通知等及び異議申立て
 - (ア) 平成11年9月28日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成3年分修正申告 (乙)、本件平成4年分修正申告(乙)、本件平成5年分修正申告(乙)及び本件平成6 年分修正申告(乙)等に係る租税債権を滞納国税等として、堺市Fの敷地権付き区分所 有建物持分10分の7(甲A11、本件不動産(乙))につき、公売予告通知書を送付

した (乙B5)。

同年12月20日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成3年分修正申告(乙)及び本件平成4年分修正申告(乙)等に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(乙)につき公売通知書を送付し(乙B6の1)、平成12年1月11日、これが原告乙に配達された(乙B6の2)。大阪国税局は、本件不動産(乙)が丙との共有不動産であったため、丙に対しても平成11年12月20日に同様の公売通知書を送付し、これが同月22日に丙に配達された(乙B27)。

(イ) 平成12年1月5日、原告乙名義及び丙名義の上記公売通知に対する異議申立書が大阪国税局に提出された(乙A27、B10)。同月31日、原告乙名義及び丙名義の異議申立取下書が大阪国税局に提出された(乙A28、B26)。

才 本件平成11年分確定申告(乙)

(ア) 平成12年4月21日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成11年分確定申告(乙) (増差税額・3600円)に係る督促状を送付した(乙A31の11)。

同月24日、本件平成11年分確定申告(乙)に係る租税債務は納付された(乙A31の11)。

(イ) 平成13年1月31日、堺税務署は、原告乙に対し、平成11年分確定申告(乙)に係る更正処分(増差税額・5万1200円)及び過少申告加算税賦課決定処分(5000円)を行い、その通知書を送付した(乙B17)。

同年3月16日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成11年分確定申告(乙)に係る更正処分及び過少申告加算税(5000円)に係る督促状を送付した(乙A31の13)。

カ 参加差押通知書

平成13年2月16日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成5年分修正申告(乙)、本件平成6年分修正申告(乙)及び本件平成7年分確定申告(乙)並びに本件平成5年分修正申告(乙)に係る過少申告加算税に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(乙)に対する参加差押通知書を送付した(乙B7)。

- キ 本件平成9年分修正申告(乙)、本件平成11年分修正申告(乙)、本件平成12年分修 正申告①(乙)及び本件平成12年分修正申告②(乙)
- (ア) 平成13年6月6日、本件平成9年分修正申告(乙)に係る申告書(増差税額・6万2100円)が堺税務署に提出された(乙B15)。

同月18日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成9年分修正申告(乙)に係る督促 状を送付した(乙A31の10)。

(イ) 平成13年6月6日、本件平成11年分修正申告(乙)に係る申告書(増差税額・1 1万9900円)が堺税務署に提出された(乙B16)。

同月18日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成11年分修正申告に係る督促状を 送付した(乙A31の12)。

(ウ) 平成13年6月6日、本件平成12年分修正申告①(乙)に係る申告書(増差税額・5300円)が堺税務署に提出された(乙B18)。

同月18日、堺税務署は、原告乙に対し、平成12年分修正申告①(乙)に係る督促 状を送付した(乙A31の14)。 (エ) 平成13年7月16日、本件平成12年分修正申告②(乙)に係る申告書(増差税額・15万0600円)が堺税務署に提出された(乙B19)。

同年8月24日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成12年分修正申告②に係る督 促状を送付した(乙A31の15)。

ク 交付要求通知書

平成13年11月16日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成9年分修正申告(乙)、本件平成11年分修正申告(乙)、本件平成12年分修正申告①(乙)及び本件平成12年分修正申告②(乙)並びに本件平成11年分確定申告(乙)に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(乙)に対する交付要求通知書を送付した(乙A42)。

ケ 本件不動産(乙)の公売

- (ア) 平成14年2月1日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成3年分修正申告(乙)、本件平成4年分修正申告(乙)等に係る租税債権を滞納国税等として、本件不動産(乙)につき公売通知書を送付し(乙A43の1)、同月5日、これが原告乙に配達された(乙A43の2)。
- (イ) 平成14年3月●日、戊が原告甲に上記公売に係る入札手続を委任する旨の委任状が 大阪国税局に提出された(乙A45)。

同日、大阪国税局は、戊を上記公売の最高価申込者(1050万円)として決定した 旨の通知及び公告をした(乙A44)。

同月15日、大阪国税局は、上記公売に係る配当計算書を原告乙に送付した(乙A46)。

- (ウ) 平成14年3月18日、本件不動産(乙) について、他の共有者である丙の持分も含めて、上記公売を原因として戊に対する所有権移転登記(共有者全員持分全部移転登記)がされた(甲A11)。
- コ 本件平成13年分修正申告(乙)、本件平成15年分確定申告(乙)及び本件平成16 年分確定申告(乙)
- (ア) 平成14年6月4日、本件平成13年分修正申告(乙)に係る申告書(増差税額・14万3400円)が堺税務署に提出された(乙B20)。

同年7月19日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成13年分修正申告(乙)に係る督促状を送付した(乙A31の16)。

(イ) 平成16年3月15日までに、本件平成15年分確定申告(乙)に係る申告書(増差税額・9600円)が堺税務署に提出された(乙B21)。

同年5月13日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成15年分確定申告(乙)に係る督促状を送付した(乙A31の17)。

(ウ) 平成17年3月15日までに、本件平成16年分確定申告(乙)に係る申告書(増差税額・1万0700円)が堺税務署に提出された(乙B22)。

同年5月16日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成16年分確定申告(乙)に係る督促状を送付した(乙A31の18)。

- サ 本件平成17年分確定申告(乙)
- (ア) 平成18年3月15日までに、本件平成17年分確定申告(乙)に係る申告書(増差

税額・2万0900円)が堺税務署に提出された(乙B23)。

同年5月12日、堺税務署は、原告乙に対し、本件平成17年分確定申告(乙)に係る督促状を送付した(乙A31の19)。

- (イ) 平成18年5月26日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成17年分確定申告 (乙) に係る徴収(申告所得税・2万0900円)の徴収引受通知書を送付した(乙A62の1)。
- シ 本件平成18年分確定申告(乙)
- (ア) 平成19年3月15日までに、本件平成18年分確定申告(乙)に係る申告書(増差税額・4000円)が堺税務署に提出された(乙B24)。

同年5月10日、堺税務署は、本件平成18年分確定申告(乙)に係る督促状を送付 した(乙A31の20)。

- (イ) 平成19年6月22日付けで、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成18年分確定申告(乙)に係る徴収(申告所得税・4000円)の徴収引受通知書を送付した(乙A62の2)。
- ス 本件平成19年分確定申告(乙)
- (ア) 平成20年3月17日までに、本件平成19年分確定申告(乙)に係る申告書(増差税額・1700円)が堺税務署に提出された(乙B25)。

同年5月7日、堺税務署は、本件平成19年分確定申告(乙)に係る督促状を送付した(乙A31の21)。

(イ) 平成20年7月23日付けで、大阪国税局は、原告乙に対し、本件平成19年分確定申告(乙)に係る徴収(申告所得税・1700円)の徴収引受通知書を送付した(乙A62の3)。

セ 参加差押通知書

平成22年3月23日、大阪国税局は、原告乙に対し、本件各申告(乙)に係る申告所得税及び本件平成5年分修正申告(乙)に係る過少申告加算税等を滞納国税等として、堺市堺区G所在の宅地及び家屋に対する参加差押通知書を送付した(乙A47)。

ソ 本件差押え

原告乙は、令和2年5月21日、上記租税債務を滞納国税等として原告乙名義の預金債権698円の滞納処分としての差押えを受け、本件平成5年分修正申告(乙)に係る租税債務に充当された(本件差押え後の同租税債務は96万6896円)(甲B1~3、乙B1、2)。

(4) 原告らの就労状況等

ア 被保険者履歴

原告らの国民年金、厚生年金の被保険者履歴は、別紙9「国民年金、厚生年金被保険者 記録」記載のとおりである(甲A1の1、B4の1)。

イ 役員登記履歴

(ア) 有限会社H(甲A6の1及び2)

有限会社Hは、昭和60年12月●日に設立された、化粧品、洗剤及び日用品雑貨の販売等を目的とする有限会社(特例有限会社)である。平成18年5月20日に有限会社Iから現商号に変更された。

平成16年当時の取締役は、丙及びJであり、代表取締役は丙であったが、現在の取締役は丙のみ登記されている(最終就任登記は平成26年8月22日就任)。

(イ) K株式会社(甲A7の1~7)

K株式会社(以下「K」という。)は、昭和63年11月●日に設立された、不動産の売買、賃貸、仲介、管理等を目的とする株式会社である。平成6年11月16日にL株式会社から現商号に変更された。

設立時の取締役は、丙、J及び原告甲であり、代表取締役は丙であり、監査役は丁であったが、平成3年10月16日に監査役が原告乙に交代し、現時点でも同様の役員構成で登記されている(最終就任登記は平成17年6月25日重任)。

(ウ) M株式会社 (甲A8の1~3)

M株式会社(以下「M」という。)は、平成元年12月●日に設立された、不動産の 売買、賃貸、仲介、管理等を目的とする株式会社である。

設立時の取締役は、丙、J及び原告甲であり、代表取締役は原告甲であり、監査役は 丁であって、現時点でも同様の役員構成で登記されている(最終就任登記は平成17年 10月1日就任)。

(エ) N株式会社(甲A12の1~3、17の1及び2)

N株式会社(以下「N」という。)は、平成7年8月●日に設立された、不動産の売買、賃貸、仲介、管理等を目的とする株式会社である。

設立時の取締役は、原告甲、O及びPであり、代表取締役は原告甲であり、監査役は Qであったが、間もなく原告甲以外の取締役がD及びEに、監査役がJに交代し、平成 16年には取締役がEからRに、代表取締役が原告甲からRに交代し、沖縄県に本店移 転した後、平成18年8月●日株主総会の決議により解散した旨の登記がされている。

(才) 株式会社S(甲A13)

株式会社S(以下「S」という。)は、平成21年10月●日に設立された、食料品、日用雑貨品、美術工芸品、電化製品等の輸出入及び販売等を目的とする株式会社である。 平成23年8月当時、Sの取締役は原告ら及びEであり、代表取締役はEであり、監査役は丁と登記されていた。

(5) 原告らを当事者とする保証契約等及び訴訟

ア 原告らを当事者とする保証契約等

後記訴訟において、原告らを当事者とする以下の保証契約等が締結されたと認定された。

(ア) B銀行の原告乙に対する融資(2000万円)に関するもの(甲A10、乙A103)原告乙は、Aに対し、平成12年5月22日、B銀行からの2000万円の借入につき保証を委託した。

Jは、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(イ) B銀行の原告甲に対する融資(2500万円)に関するもの(甲A5、乙A103)原告甲は、Tに対し、平成12年6月8日、B銀行からの2500万円の借入につき保証を委託した。

丙は、Tに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(ウ) B銀行の原告甲に対する融資(2500万円)に関するもの(甲A3、乙A89の1、 103) 原告甲は、Aに対し、平成12年12月5日、B銀行からの2500万円の借入につき保証を委託した。

丙は、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(エ) B銀行の原告乙に対する融資 (700万円) に関するもの (甲A10、乙A103) 原告乙は、Aに対し、平成13年3月26日、B銀行からの700万円の借入につき 保証を委託した。

Jは、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(オ) U信用金庫のMに対する融資(2600万円)に関するもの(甲A4、乙A103) M(代表者・原告甲)は、Aに対し、平成13年3月27日、U信用金庫からの260万円の借入につき保証を委託した。

原告らは、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(カ) V信用金庫のKに対する融資(3500万円)に関するもの(甲A2、乙A103) Kは、Aに対し、平成13年5月15日、V信用金庫(U信用金庫に吸収合併)からの3500万円の借入につき保証を委託した。

原告甲は、丙とともに、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(キ) B銀行の原告乙に対する融資(2500万円)に関するもの(甲A10、乙A103)原告乙は、Aに対し、平成13年10月26日、B銀行からの2500万円の借入につき保証を委託した。

Jは、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(ク) U信用金庫のMに対する融資(2000万円)に関するもの(甲A4、乙A103)M(代表者・原告甲)は、Aに対し、平成14年2月15日、U信用金庫からの200万円の借入につき保証を委託した。

原告らは、Aに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

(ケ) B銀行の原告甲に対する融資(1000万円)に関するもの(甲A5、乙A103)原告甲は、Tに対し、平成14年7月9日、B銀行からの1000万円の借入につき保証を委託した。

丙は、Tに対し、上記保証委託契約に係る債務を連帯保証した。

イ 原告らを当事者とする保証契約等に係る訴訟

原告らを当事者とする保証契約等の責任追及のため、以下の訴訟が提起された(以下、 まとめて「平成23年訴訟」といい、個別には「平成23年訴訟(ア)」などということ がある。)。

(ア) 大阪地方裁判所平成●●年(○○) 第●●号(甲A10、乙A103)

Aは、J及び原告乙を被告として、前記ア(ア)、(エ)及び(キ)に係る保証委託契約及びその連帯保証契約の履行を求めて提訴した。

原告乙は、丙が原告乙の実印を勝手に登録して冒用したなどとして、上記保証委託契約の成立を否認した。受訴裁判所は、原告乙がAに提出した保証委託契約の申込書に、原告乙が「W」の屋号で建物メンテナンス業を営んでおり、その運転資金ないし設備資金を資金使途とする旨が記載されていたこと、原告乙が平成10年から平成17年までWの建物メンテナンス業による所得を自己の所得として所得税の確定申告をしていたこと、B銀行からの期限の利益喪失通知や督促状等が内容証明郵便ないし普通郵便で原告

乙宛てに郵送されたこと、原告乙が振込口座のキャッシュカードの紛失届のために銀行を訪れ本人確認書類として原告乙の運転免許証を提示していたこと、原告乙が不動産の購入や抵当権の設定及びこれらの登記手続を行っていたことから、丙が原告乙の実印を勝手に登録して保管していたとは考えられないなどとして、原告乙の主張を排斥した。

上記訴訟は、J及び原告乙に対する請求が全部認容され、そのまま確定した。

(イ)大阪地方裁判所平成●●年(○○)第●●号、大阪高等裁判所平成●●年(○○)●●号(甲A2、乙A103)

Aは、K、丙及び原告甲等を被告として、前記ア(カ)に係る保証委託契約及びその 連帯保証契約の履行を求めて提訴した。

原告甲は、丙が原告甲の実印を勝手に登録して冒用したなどとして上記連帯保証契約の締結を否認し、金融機関からの督促状等も封を切らずに丙に交付していたから融資の事実も知らなかったなどと主張した。受訴裁判所は、原告甲が不動産の購入や抵当権の設定及びこれらの登記手続並びにNの設立及び登記手続を行っていたことから、丙が原告甲の実印を勝手に登録して保管していたとは考えられず、金融機関からの督促状等を封も切らずに丙に交付していたというのも極めて不自然であるとして、いずれの主張も排斥した。

上記訴訟は、K、丙及び原告甲に対する請求が全部認容され、その控訴も棄却されて 確定した。

(ウ) 大阪地方裁判所平成●●年(○○) 第●●号、大阪高等裁判所平成●●年(○○) 第●●号(甲A3、乙A89、103)

Aは、丙及び原告甲を被告として、前記ア(ウ)に係る保証委託契約及びその連帯保 証契約の履行を求めて提訴した。

原告甲は、丙が原告甲の実印を勝手に登録して冒用したなどとして、上記保証委託契約の締結を否認した。受訴裁判所は、原告甲がAに提出した保証委託契約の申込書に、原告甲が内装工事仕上業の許可を受けて「X」の屋号で内装工事業を営んでおり、その運転資金ないし設備資金を資金使途とする旨が記載されていたこと、原告甲が平成9年から平成17年までXの内装工事業による所得を自己の所得として所得税の確定申告をしていたこと、B銀行からの期限の利益喪失通知や督促状等が内容証明郵便ないし普通郵便で原告甲宛てに郵送されたこと、原告甲が振込口座の届出印及びキャッシュカードの紛失届等の本人確認書類として原告甲の顔写真付きの宅地建物取引主任者証を提示していたこと、原告甲が不動産の購入や抵当権の設定及びこれらの登記手続並びにNの設立及び登記手続を行っていたことから、丙が原告甲の実印を勝手に登録して保管していたとは考えられないなどとして、原告甲の主張を排斥した。

上記訴訟は、丙及び原告甲に対する請求が全部認容され、その控訴も乗却されて確定 した。

(エ)大阪地方裁判所平成●●年(○○)第●●号(甲A4、乙A103)

Aは、M及び原告らを被告として、前記ア(オ)及び(ク)に係る保証委託契約及びその連帯保証契約の履行を求めて提訴した。

M(代表者・原告甲)及び原告らは、丙がそれぞれの実印を勝手に登録して冒用したなどとして、上記保証委託契約及び連帯保証契約の締結を否認した。受訴裁判所は、U信用

金庫の担当者が面前で本人確認(Mの代表者である原告甲)をした上で上記保証委託契約を締結したと認められるとしてMの主張を排斥したほか、原告らが不動産の購入や抵当権の設定及びこれらの登記手続並びに原告甲においてNの設立及び登記手続を行っていたこと等から、丙が原告らの実印を勝手に登録して保管していたとは考えられないなどとして原告らの主張を排斥した。

上記訴訟は、M及び原告らに対する請求が全部認容され、そのまま確定した。

(才) 大阪地方裁判所平成●●年(○○) 第●●号、大阪高等裁判所平成●●年(○○) 第 ●●号(甲A5、乙A103)

Tは、丙及び原告甲を被告として、前記ア(イ)及び(ケ)に係る保証委託契約及び その連帯保証契約の履行を求めて提訴した。

原告甲は、丙が原告甲の実印を勝手に登録して冒用したなどとして、上記保証委託契約の締結を否認した。

上記訴訟は、第1審においては、丙及び原告甲に対する請求がいずれも棄却されたが、 控訴審において、丙及び原告甲に対する請求が全部認容され、そのまま確定した。

- 2 本件各租税債務に係る督促等及び公売等に対する原告らの認識
- (1) 本件各租税債務に係る督促状等の到達
 - ア 前記1(1)記載のとおり、別紙8「申告書等一覧表」記載の加算税賦課決定通知書、 督促状、公売予告通知書、公売通知書、交付要求通知書、財産差押予告通知書、差押調書、 参加差押調書、配当計算書及び徴収引受通知書が同記載の原告ら住所宛てのものとして作 成されていることが認められる。
 - イ 賦課課税方式による国税(加算税等)について賦課決定をしたときは、税務署長(国税局長が徴収の引継ぎを受けたときは国税局長。国税通則法43条3項。以下同じ。)が納税者に賦課決定通知書を送達しなければならないとされている(国税通則法32条)。

納税者がその国税を所定の納期限までに完納しない場合には、税務署長は、例外事由が ある場合を除き、督促状によりその納付を督促しなければならないとされている(国税通 則法37条)。

滞納者が督促を受けたのに所定の期限まで完納しなかったときは、徴収職員は、滞納処分として滞納者の財産を差し押さえなければならず(国税通則法40条、国税徴収法47条)、動産や債権等を差し押さえた場合は差押調書を作成して滞納者に交付しなければならないとされている(国税徴収法54条)。

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合は、税務署長はその執行機関に交付要求書を提出して交付要求をしなければならず、既に当該財産に滞納処分としての差押えがされていたときは滞納処分をした行政機関等に参加差押書を提出して参加差押をすることができ、いずれの場合も滞納者にその旨の通知をしなければならないとされている(国税徴収法82条、86条)。

差押財産等を換価するときは、税務署長は、これを公売に付さなければならず、その場合、所定の事項を公告した上で滞納者等に通知しなければならないとされている(国税徴収法94条~96条)。

差押財産等を公売により換価したときは、税務署長は、所定の期限までに配当計算書を 滞納者に交付しなければならないとされている(国税徴収法131条)。 国税局長は、必要があると認めるときは、税務署長からその徴収する国税について徴収 の引継ぎを受けることができ、その場合は、納税者にその旨を通知しなければならないと されている(国税通則法43条)。

ウ 前記ア記載の督促状等は、その文書の記載内容から滞納者である原告らに対する通知が 予定されているものと解することができ、現に前記イのとおり法令に明文の根拠が定めら れているものもあるのであるから、前記1(2)及び(3)記載のとおり、上記督促状等 は同記載の原告らに対し同記載の住所宛てに発信されたことが推認される。

そして、別紙8「申告書等一覧表」記載のとおり、原告甲に対する上記督促状等の宛先は、そのほとんどが「堺市(堺区)Y」であるところ、これは、第2の1(1)及び別紙5「住所履歴」(甲)のとおり、原告甲の平成5年3月から平成24年10月までの住所地である。また、別紙8「申告書等一覧表」記載のとおり、原告乙に対する上記督促状等の宛先は、そのほとんどが「堺市(堺区)Z」であるところ、これは、第2の1(1)及び別紙5「住所履歴」(乙)のとおり、原告乙の平成5年6月から平成24年9月までの住所地である。すなわち、上記督促状等は、原告らの当時の住所宛てに発信されたと認められる。

経験則上、現在の郵便事情を前提とすれば、特段の事情がない限り、郵便物は宛先に到達したと推認される。別紙8「申告書等一覧表」(甲、第2の2及び3)記載のとおり、原告甲に対する平成11年12月20日付け本件不動産(甲)に係る公売通知書は、原告甲の当時の住所地である「堺市Y」に同月22日に配達された旨の配達証明がされており、同別紙(原告乙、第9の1及び2)記載のとおり、原告乙に対する平成14年2月1日付け本件不動産(乙)に係る公売通知書は、原告乙の当時の住所地である「堺市Z」に同月5日に配達された旨の配達証明がされており、上記推認を補強している。そして、上記推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

したがって、別紙8「申告書等一覧表」記載の督促状等は、同記載の原告らに対し同記載の住所宛てに到達したと推認される。

原告らは、後記のとおり、本件督促状等は丙が自ら受領し、又は内容確認前に丙に交付したから、内容を了知していないと主張するところ、後に説示するとおり、その主張はいずれも理由がない。

(2) 公売等

ア 本件不動産(甲)

前記1 (1)認定事実及び後掲各証拠によれば、本件不動産(甲)(甲A9)は、原告甲(10分の3)、D(10分の2)及びE(10分の5)が共有で平成7年7月26日に土地を購入して同年11月30日に建物を新築したものであるところ、平成8年2月28日、堺税務署による滞納処分として共有者それぞれについて差押えがされ、平成11年12月20日付けで大阪国税局により公売通知がされ、これが同月22日に原告甲に配達されたこと(乙A12)が認められる。また、本件不動産(甲)は、平成15年6月25日、同日付け売買を原因として丁に共有者全員持分全部移転登記がされ、それ以前にされた滞納処分としての差押登記が解除を原因として抹消され、競売開始決定による差押登記も取下げを原因として抹消されたことが認められる(甲A9)。

また、同日付けで、本件平成5年分修正申告①(甲)に係る本税(154万9800円)

及び延滞税 (35万9665円) (乙A2)、本件平成5年分修正申告②(甲)に係る本税 (55万5300円) (乙A3)、本件平成6年分修正申告(甲)に係る本税 (53万820円) (乙A4) 並びに本件平成12年分確定申告(甲)に係る本税 (12万3200円) (乙A6) が収納されたことが認められる。

租税職員作成の報告書(乙A26)には、丙が大阪国税局租税職員に対して平成15年6月2日に本件不動産(甲)を任意売却して滞納税額を一部納付する旨を申し出て、同月25日に任意売却及び納付がされたとされているところ(第1の13、14)、上記のとおり本件不動産(甲)の売却及び滞納処分差押登記の抹消、滞納税額の収納の事実が認められるから、上記報告書の当該部分は主要部分につき客観的な裏付けを伴うものとして採用することができる。

したがって、自己所有(共有)の本件不動産(甲)に対する公売通知書を配達された後、 丙が、原告甲の代理人として大阪国税局と折衝して本件不動産(甲)の丁への任意売却及 び一部納付を行ったことが認められる。

イ 本件不動産(乙)

前記1(1)認定事実及び後掲各証拠によれば、本件不動産(乙)(甲A11)は、原告乙(10分の7)と丙(10分の3)が共有で平成6年1月10日に購入したものであるところ、平成8年2月28日、堺税務署による滞納処分として共有者それぞれについて差押えがされ、平成11年12月20日付けで大阪国税局により公売通知がされ、これが平成12年1月11日に原告乙に配達されたこと(乙B6)、再び平成14年2月1日付けで大阪国税局により公売通知がされ、これが同月5日に原告乙に配達されたこと(乙A43)、同年3月 \oplus 日に戊が原告甲に対する上記公売の入札手続の委任状を大阪国税局に提出し(乙A45)、戊が最高価申込者に決定され(乙A44)、同月15日付け配当計算書が原告乙に送付され(乙A46)、同月13日公売を原因として同月18日に戊に共有者全員持分全部移転登記がされたこと(甲A11)が認められる。

(3) 本件各租税債務に係る督促等及び公売等を前提とする原告らの認識

以上のとおり、本件各租税債務に係る督促等は、原告らの当時の住所地に到達し、本件各租税債務を滞納国税とする原告甲所有(共有)の本件不動産(甲)及び原告乙所有(共有)の本件不動産(乙)に対する公売がされた(ただし本件不動産(甲)については任意売却による差押解除による終了)。

しかし、上記督促等に対し、原告らが不服を申し立てた形跡は全くない。

上記公売に対し、本件異議申立書(甲)(乙A23)及び本件異議申立書(乙)(乙B10)により異議申立てがされているところ、原告らはその成立を否認する。確かに、本件異議申立書(甲)及び本件異議申立書(乙)の署名の筆跡は、原告らが作成したことが明らかな甲A15及び16(いずれも陳述書)の署名の筆跡と明らかに同一であるとまではいい難い。本件異議申立書(甲)及び本件異議申立書(乙)が原告ら作成ではないとすると、原告らは上記公売にも異議を述べなかったこととなる。

長期間にわたって繰り返し送付されている督促状等に対して、これを受領しながら特段の 不服を述べないこと、更に進んで滞納処分として公売がされるのに異議を述べないことは、 すなわち当該督促等に係る滞納国税が自己の租税債務であることを受け入れていることと評 価される。

(4) 大阪国税局との交渉の委任

ア 本件委任状(甲)及び本件委任状(乙)

前提事実(2)イ及び(3)イのとおり、原告ら名義で大阪国税局との交渉を丙に委任する旨の委任状が提出され、丙と大阪国税局との間で原告らの租税に関する交渉がされていた。

このうち、本件委任状 (甲) (乙A20) は成立に争いがなく、本件委任状 (乙) (乙B9) は住所及び署名部分の真正に争いがない。

イ 本件委任状(甲)作成の経緯

原告甲は、本件委任状(甲)を作成した経緯は、丙に自分の方でちゃんと始末をつけておくと言われたからであると主張する。その主張の趣旨は必ずしも明確ではないが、善解すると、丙に任せきりであったため本件各租税債務の申告状況や滞納状況について何も知らなかった、更には丙が原告甲の意思に基づかずに本件各申告(甲)を行ったので原告甲に効果が帰属しない(無効)という趣旨であると考えられる。

しかし、前記(1)(2)認定のとおり、原告甲は本件督促状等を受領していたから、 自己の本件各申告(甲)及び滞納状況を逐次把握していたというべきであって、それでも なお丙に交渉を委ねていたのであれば、その交渉は原告甲の意思に基づくものというべき である。

ウ 本件委任状(乙)の作成の経緯

原告乙は、本件委任状(乙)を作成した経緯は、丙に原告乙名義で行った借財の処理に必要と言われたからであり、白紙に住所及び氏名だけを書かされたと主張する。

しかし、丙に原告乙名義で行った借財の処理に必要と言われたら、その具体的な内容を 追及してしかるべきであるし、勝手に原告乙名義で借財をする者に対し、たとえ父親であ っても、全権委任に等しい白紙委任状を差し入れるなど不自然である。本件委任状(乙) が真正に成立したことの推定を妨げるべき事情があるとはいえない。

また、前記(1)(2)認定のとおり、原告乙は本件督促状等を受領していたから、自己の本件各申告(乙)及び滞納状況を逐次把握していたというべきであって、それでもなお丙に交渉を委ねていたのであれば、その交渉は原告乙の意思に基づくものというべきである。

3 原告らの主張に対する判断

(1) 本件督促状等の到達について

原告らは、税務署や国税局からの各書類は、丙が郵便局で勝手に受け取ったり、郵便受け の合鍵を作って勝手に持ち出したり、丙の要求に応じて丙に交付していたから、内容を把握 していなかったと主張する。

前記2(1)(2)認定のとおり、本件督促状等が原告らの当時の住所地に送付されたことは明らかである。原告らは、丙が郵便局で勝手に受け取ったと主張するが、郵便局が、親子であろうとも他人に郵便物を易々と交付するとは考えられない。郵便受けの合鍵を作って勝手に持ち出すというのも、それ自体が不自然であることを措くとしても、いつ届くか予測困難な本件督促状等を丙が漏れなく抜き取ることが可能であるとは解されない。丙の要求に応じて原告ら又はその家族が丙に交付していたとも主張するが、税務署や国税局からの各書類は、租税債務に関わるものであることが当然に推測されるものであるから、内容を確認せ

ずに丙に交付するとは考えられない。

原告らは、これと同様の主張を平成23年訴訟においても行っていたが、前記1(5)イ(イ)のとおり、極めて不自然なものとして排斥されている。

また、前記2(2)認定のとおり、原告らは本件不動産(甲)及び本件不動産(乙)に対する公売通知書を受領しており、かつ、本件不動産(甲)については任意売却、本件不動産(乙)については公売による売却がされたのであるから、上記各公売について気付かないはずはない。そして、上記各公売に気付けば、本件各申告が自らの名義でされ、その結果として本件各租税債務が発生していることに気付くはずである。

原告らの主張を前提としたとしても、平成23年訴訟における主張に鑑みれば、原告らは、その頃には、丙が原告らに無断で本件各申告を行っていたことを気付いたこととなる(平成23年訴訟の原告らの訴訟代理人は本訴における原告ら訴訟代理人と同一である。)。平成23年訴訟以降も、原告らは、平成26年から平成27年にかけて本件各申告に係る滞納処分等を受けているところ(原告甲につき $ZA33\sim40$ 、原告ZCCC0)、原告らは、その後も本訴提起に至るまで特段の不服申立て等を行っていない。

むしろ、仮に原告ら主張の経緯で本件委任状(甲)及び本件委任状(乙)が作成されたり、原告ら主張のとおり、丙の要求に応じて、税務署や国税局からの各書類を内容を確認せずに 丙に交付していた事実があるのであれば、それはまさに原告らが本件各租税債務に係る事項 について丙に全権を委任したことになるのであって、その効果は委任の範囲内として原告ら に帰属することとなる。

原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 本件各申告の経緯について

ア 原告らの主張

原告らは、丙が事業資金の融資を受けるため、原告らに無断で原告らの真実の所得を反映しない収入額等を記載した確定申告書や修正申告書を提出していたが、原告らは給与所得者(原告甲につき平成5年1月1日以降、原告乙につき平成3年11月から平成8年9月までと平成16年3月以降)であったため、原則として確定申告をする必要がなかったから、これに気付かなかったと主張する。

イ 原告甲の所得等

(ア)原告甲は、当裁判所の求釈明に応じ、平成8年4月から平成14年5月まで、Nにて 稼働し、月額20万円の収入を得ていたと主張していた(第1事件に係る原告甲第2準 備書面(令和3年2月8日付け)参照)。

原告甲は、平成23年訴訟(オ)の本人尋問において、Nの閉鎖登記簿謄本(同訴訟乙30)及び平成9年分所得税確定申告書(同訴訟乙19)を示されながら、Nを平成7年に立ち上げ、大阪市阿倍野区から大阪市西区aに移転して営業し、次いで大阪市阿倍野区、更に大阪市西区bに移転し、管理していたdというマンションの管理室を改造し、自分一人で営業をしていたと供述したことが認められる(乙A70の2(2頁参照))。

原告甲は、平成23年訴訟(ウ)の本人尋問において、平成8年4月頃から平成14年11月頃までNを経営しており、同社には実体があったと供述したことが認められる ($(\mathbb{Z}A9802(18\sim20頁参照))$)。

上記主張は、上記平成23年訴訟(ウ)及び(オ)における本人尋問での供述に概ね整合するものであり、信用性が高いというべきである。

他方、原告甲は、本件訴訟において、Nに実体があり、一定の収入を得ていたこと自体を否認する陳述(第2回弁論準備手続調書2頁参照)及び供述(原告甲の本人調書15~18頁参照)をする。しかし、その理由として供述するところは、気が動転していたとか追い詰められていたとかいうものであるが、二度に渡って行われた本人尋問のいずれでも気が動転して追い詰められていたとは考えられないし、その状態が本件訴訟にて上記準備書面を提出するまで継続し、その直後に解消したと考えることはできない。平成23年訴訟で、Nの実体の有無について敢えて虚偽供述をする理由も窺われない。

したがって、平成23年訴訟(ウ)及び(オ)における各供述及びこれに整合する上 記準備書面の記載こそが信用に値するというべきであり、本件訴訟における原告甲の供 述は採用することができない。

(イ) 平成23年訴訟(ウ) において、原告甲が「X」の屋号で内装工事業を営んでおり、保証委託契約の申込書には、その運転資金ないし設備資金とする旨の記載がされており、平成9年から平成17年までXの内装工事業による所得を自己の所得として所得税の確定申告をしていたことが認定されている(Ψ A3)。原告甲も、丙が無断で行ったとしながらも、原告甲名義でそのような申告がされていること自体は認める供述をしている(Ψ A15)。

そして、原告甲は、平成23年訴訟(ウ)の本人尋問において、B銀行の届出印の共通印鑑届に住所を記入して「X代表甲」と署名した旨の供述をしたことを、本件訴訟の本人尋問にて認める供述をした(原告甲の本人調書20頁参照)。原告甲は、これは考え違いであるとも供述するが、その理由としては、いろんな面から追い詰められたという弁解をするのみである。原告甲が平成23年訴訟(ウ)において虚偽の供述をする理由はないから、その供述は信用することができ、これを合理的な理由なく撤回する本件訴訟における原告甲の供述は採用することができない。

(ウ)以上のとおりであるから、原告甲は、少なくとも平成9年から平成14年まではNの代表取締役としての報酬(所得税法28条1項にいう給与所得に該当する。)及びXの事業所得という複数の所得を得ていたことが明らかであり、所得税法121条により確定申告を要しない場合に該当していなかったというべきである。そして、上記平成23年訴訟における原告甲の供述を踏まえると、原告甲において、確定申告を必要としていることを認識していたというべきである。

原告甲が確定申告を必要とする者ではなく、したがって自ら本件各申告(甲)をしておらず、丙が勝手に本件各申告(甲)を行ったという原告甲の主張は、前提において失当である。

ウ 原告乙の所得等

(ア) 原告乙は、自己の職歴について、平成3年11月から平成8年9月まではe(内装工事業)に雇用され(月額20万円)、平成8年10月から平成16年2月まではf(内装工事業)を自営し(月額15万円)、平成16年3月から平成19年6月までは派遣社員としてgで就労し(月額26万円)、平成19年7月から平成27年6月までh(通信販売商品の卸会社)で就労していた(月額30万円)と主張する(第2事件の原

告第2準備書面(令和3年2月8日付け)参照)。

しかし、上記主張は、日本年金機構作成の被保険者記録照会回答票(甲B4の1)の記載(別紙9「国民年金、厚生年金被保険者記録」のとおり)と大きく矛盾する。すなわち、原告乙は、被保険者記録上は、平成5年10月から平成23年3月までM、平成23年4月から平成30年3月までKに雇用され、厚生年金に加入していることとされている。

原告乙は、M及びKに雇用されて厚生年金に加入していることについて、雇用実態がないのに丙が勝手に何らかの処理をしたからではないかと供述するところ(甲A16)、それ自体が不自然である。

- (イ) 平成23年訴訟(ア)において、原告乙がAに提出した保証委託契約の申込書に、原告乙が「W」の屋号で建物メンテナンス業を営んでおり、その運転資金ないし設備資金を資金使途とする旨が記載されていたこと、原告乙が平成10年から平成17年までWの建物メンテナンス業による所得を自己の所得として所得税の確定申告をしていたこと、原告乙が振込口座のキャッシュカードの紛失届のために銀行を訪れ本人確認書類として原告乙の運転免許証を提示していたことが認定されている(甲A10)。振込口座は、融資金を振り込む口座であるため、そのキャッシュカードの紛失届を提出したということは、原告乙は当該口座の存在を認識していたこととなり(原告乙は、平成23年訴訟(ア)において、当該口座の存在自体知らないと主張し、供述していた。)、そうである以上は、当該口座に入金される予定の融資も知っていたと認められる(平成23年訴訟(ア)においてもその旨の認定がされている。甲A10)。そうすると、まさに原告乙が上記融資の申込みを行ったというべきであり、平成10年から平成17年のWに係る所得税確定申告もまた、原告乙が行っていたと推認される。
- (ウ)以上のとおりであるから、原告乙が確定申告を要しない者であったとする主張は採用することができず、むしろ、自ら平成10年から平成17年までWに係る所得税確定申告をしていたと認められる。

原告乙に係る本件各申告(乙)は丙が原告乙に無断で行ったとの原告乙の主張は採用することができない。

4 本件各申告の適法性について

以上のとおり、本件各申告は、少なくとも原告らの意思に基づいて行われたものといえる。 その一部については丙が原告らの名義で行ったものであるものの、前記2及び3によれば、 原告らの事前の承諾ないし追認があったものと認めることができる。

原告らは、納税申告は私人の公法行為であるから無効な行為等の追認に関する民法の規定は 適用されないとして、事後的な承認によって本件各申告が有効になることはない旨主張する。 しかしながら、私人の公法行為であるとしても性質に反しない限り私法上の規定が適用又は 類推適用されるべきであり、代理に関する規定(民法116条)の適用を否定すべき理由は 見当たらない。

なお、上記のとおり原告らは本件各申告を少なくとも追認したと評価されるから、それに起 因する更正処分や加算税賦課決定処分についてもこれを無効とすべき事情はないというべき である。

原告らの上記主張は採用することができない。

5 まとめ

以上のとおりであるから、本件各申告は少なくとも原告らにより追認されたと評価されるから当初から適法であったものというべきであり、そうすると、原告らは本件各租税債務を負担していることとなる。

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。 第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 森鍵 一

裁判官 田辺 暁志

裁判官 豊臣 亮輔

別紙1

指定代理人目録

小泉雄寛, 石田隆邦, 今田淳子, 市谷諭史

以上

請求目録(甲)

- 1 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成5年分の所得税の修正申告に係る延 滞税債務160万8735円(本税の法定納期限が平成7年2月6日であったもの)が存在しな いことを確認する。
- 2 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成5年分の所得税の修正申告に係る延 滞税債務61万7500円(本税の法定納期限が平成8年3月18日であったもの)が存在しな いことを確認する。
- 3 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成6年分の所得税の修正申告に係る延 滞税債務59万5100円が存在しないことを確認する。
- 4 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成12年分の所得税の確定申告に係る 延滞税債務3万3700円が存在しないことを確認する。
- 5 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成17年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務5万5057円及び同所得税に係る延滞税債務10万9000円がいずれも存在しな いことを確認する。
- 6 原告甲と被告との間において、原告甲の被告に対する平成19年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務4000円が存在しないことを確認する。

以上

請求目録(乙)

- 1 被告は、原告乙に対し、698円及びこれに対する令和2年6月10日から支払済みまで年3 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成3年分の所得税の修正申告に係る延 滞税債務31万5675円が存在しないことを確認する。
- 3 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成4年分の所得税の修正申告に係る延 滞税債務152万2800円が存在しないことを確認する。
- 4 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成5年分の所得税の修正申告に係る所 得税債務96万6896円及び加算税債務9万600円がいずれも存在しないことを確認する。
- 5 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成6年分の所得税の修正申告に係る所 得税債務2万3700円が存在しないことを確認する。
- 6 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成7年分の所得税の更正の決定に係る 所得税債務9100円が存在しないことを確認する。
- 7 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成9年分の所得税の修正申告に係る所 得税債務6万2100円が存在しないことを確認する。
- 8 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成11年分の所得税の修正申告に係る 所得税債務11万9900円が存在しないことを確認する。
- 9 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成11年分の所得税の更正の決定に係 る所得税債務5万1200円及び加算税債務5000円がいずれも存在しないことを確認する。
- 10 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成12年分の所得税の修正申告に係る 所得税債務5300円(法定納期限が平成13年6月6日であったもの)が存在しないことを確 認する。
- 11 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成12年分の所得税の修正申告に係る 所得税債務15万0600円(法定納期限が平成13年7月16日であったもの)が存在しない ことを確認する。
- 12 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成13年分の所得税の修正申告に係る 所得税債務14万3400円が存在しないことを確認する。
- 13 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成15年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務9600円が存在しないことを確認する。
- 14 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成16年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務1万0700円が存在しないことを確認する。
- 15 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成17年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務2万0900円が存在しないことを確認する。
- 16 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成18年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務4000円が存在しないことを確認する。
- 17 原告乙と被告との間において、原告乙の被告に対する平成19年分の所得税の確定申告に係る 所得税債務1700円が存在しないことを確認する。

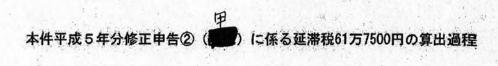
以上

本件平成5年分修正申告①(



甲)に係る延滞税160万8735円の算出過程

【本税の	額:154万9	800円、本務	の納期限:	平成7年2	月6日】	(単	位)金額:円、日	数:日、利率:
本料の	収納状況	未納額	始期	終期	計算日数	利率基礎金額	t J	正常税
					(O) ()	2 3	3×2/	100×①/365
	0	1, 549, 800	H6. 3. 16	A H7. 4. 6	387	7. 3 1, 540, 00	0 119, 196	/
_	Ó	1, 549, 800	H7. 4. 7	H15. 6. 25	3, 002	14. 6 1, 540, 00	0 1, 849, 232	
H15. 6. 25	1, 549, 800	0					_	
	Maria (1906 Pile 1906 Pile 1906) Maria		•			合	計 1, 968, 428	④ 1, 968, 400
			ar - 1			Y 100	収納 H15, 6, 25	⑤ 359, 665
					34 1		差引金額(4)-(5)	1, 608, 735



[木粉の類:55万5300円 木粉の純期間:亚成 8 年 3 月 18 円]

本税の場	e scusa	- CA WOT	46.40		終期	月数	除算自数	算自数 計算自数 利率 基礎金額			」、日数:日、利率:? 延滞税	
本税の	X#14天7元。:	未納額	始期		於期	0	0	(D=0),	•	⑤	⑤×0/10	0×3/365
_	0	555, 300	H6. 3, 16	Α	Н8. 5. 18	795	369	426	7.3	550, 000	46,860	
-	0	555, 300	Н8. 5. 19		H15. 6. 25	2, 594	ı		14.6	550,000	570,680	
H15. 6. 25	555, 300	0						12.12			_	Y
4											617 540	617 500

平本件平成6年分修正申告(に係る延滞税59万5100円の算出過程

【本税の額:53万8200円、本税の納期限:平成8年3月18日】 (单位)金額:円、日数:日、利率:% 除算日数 計算日数 本税の収納状況 ·始期 未納額 終期 ③ (①-②) ① 5 ⑤×⑥/100×③/365 **①** 0 538, 200 H7. 3. 16 A H8. 5. 18 430 530,000 427 7.3 45, 262 538, 200 H8. 5. 19 H15. 6. 25 2, 594 530,000 0 549, 928 H15. 6. 25 538, 200 0 595, 190 595, 100

中 本件平成12年分確定申告 () に係る延滞税3万3700円の算出過程

未得のは	本税の収納状況		始期	終期	計算日数	利率	基礎金額	延	彬税	
44元の40番1人の		未納額	X4771	are	0	0	3.1	- 3×2/100×0/365		
_	0	123, 200	H13. 3. 16 A	H13. 9. 16	185	4.5	120,000	2, 736		
.	0	123, 200	H13. 9. 17	H15. 6. 25	647	14.6	120,000	31, 056	-	
15. 6. 25	123, 200	0						_		

本件平成17年分確定申告 (に係る延滞税10万9000円の算出過程

【本税の額:7万0100円、本税の納期限:平成18年3月15日】 (単位)金額:円、日数:日、利率:% 野質日数 利率 基礎合類 延滞税

本税の収納状況		状况 朱納額 始期		終期	計算日数	利率	基礎企額	延滞税	
ALDEVA L	an process	Mention	1		①	0	0	@×@/J0	0×①/365
-	Ō	70, 100	H18, 3, 16	A H18. 5. 15	61	4.1	70, 000	479	*
	. 0	70, 100	H18, 5, 16	H24. 5. 21	2, 198	14. 6	70, 000	61, 544	
124. 5. 21	3, 157	66, 943	H24. 5. 22	H25, 12, 31	589	14.6	60, 000	14, 136	
-	0	66, 943	H26. 1. 1	H26. 12. 31	365	9. 2	60,000	5, 520	
	0	66, 943	H27. 1. 1	H27. 5. 20	140	9. 1	60, 000	2, 094	*
127. 5. 20	286	66, 657	H27. 5. 21	H27. 5. 22	2	9. 1	60,000	29	
127. 5. 22	600	66, 057	H27, 5, 23	H28. 12. 31	589	9. 1	60, 000	8, 810	
-	0	66, 057	H29, 1, 1	H29, 12, 31	365	9.0	60, 000	5, 400	
]	0	66, 057	H30, 1, 1	R2. 1. 27	757	8. 9	60,000	11, 075	
	34.25			*				109, 087	109,000

本件平成3年分修正申告 (に係る延滞税31万5675円の算出過程

【本税の	額:148万29	900円、本税(D納期限:	平成5年12	月7日		1,727	(単位)金額:円、日	数:日、利率:	
				終期	日数	除算日数	計算日数	利率	基礎金額。	延滞税	
48 0	收納状況	未納額	始期	於期	於期。 ①t	② :	(Û-Ø)	().	(5) 13 (14)	⑤×①/100× /365	
_	0	1, 482, 900	H4. 3. 17	A H6. 2. 7	693	180	513	7.3	1, 480, 000	151, 84	
	0	1, 482, 900	H6. 2. 8	H14. 3. 13	2, 956	-	2, 956	14.6	1, 480, 000	1, 749, 952	
H14. 3. 13	1, 482, 900	0								_	
									合計	(A) 1, 901, 800	
4.									収納 H14.3.13	⑤ 1, 586, 125	
									差引金額(④-⑤)	315,676	

び 本件平成4年分修正申告 () に係る延滞税152万2800円の算出過程

【本税の額:122万5200円、本税の納期限:平成5年12月7日】

	सम्बद्धाः	未納額	始期	終期	日数	利率	基礎金額	延滞税	
本税の収納状況		不用知识	X174)	(CA)	① *	. 2	.3	®×2/100×⊕/365	
								** ***	
	0	1, 225, 200	H5, 3, 16	A H6. 2. 7	329	7.3	1, 220, 000	80, 276	<u>.</u>
-	0	1, 225, 200	H6. 2. 8	H14, 3, 13	2, 956	14.6	1, 220, 000	1, 442, 528	
H14. 3. 13	1, 225, 200	0						-	
							合計	1, 522, 804	1, 522, 800